

委 託 仕 様 書

1. 業務名

各務原市接遇研修業務委託

2. 履行期間

契約の日から令和 7 年 3 月 3 1 日

3. 履行場所

各務原市那加桜町 1 丁目 6 9 番地 各務原市役所

4. 委託業務内容

接遇研修に関する業務を委託する。

【目的】

各務原市役所入庁前に、業務上必要な接遇対応スキルを身に着けるため、令和 7 年度入庁予定の職員を対象とした接遇研修を実施する。

【研修の詳細】

受 講 対 象 者：令和 7 年度入庁予定の新規採用職員 5 0 人程度

内 容：接遇への考え方、表情、身だしなみ、立ち居振舞い、会話や対応の技法 等の即時実践可能な接遇

※主体的な受講を促すため、適宜演習を実施すること

形 式：1 回 3 時間程度

研修実施日時：令和 7 年 2 月 2 8 日（金曜日）9 時から（予定）

なお、研修の詳細については市と提案採用者との協議の上決定する。

5. 業務委託料

項目	数量・単位	単価（円）	金額（円）
講師派遣	1 回		
交通費等諸経費	2 式		
小計	-	-	
消費税	-	-	
合計	-	-	

6. 契約代金の支払時期及び方法

契約金額の支払方法は、業務完了後に一括払いとする。完了届を受理した日から10日以内に検査をし、当該検査後、適法の支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

7. その他

- ・詳細については、市長公室人事課の担当職員と協議しその指示に従うこと。
- ・受注者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。
- ・受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。
- ・業務の遂行に当たっては、別紙「個人情報取扱特記事項」を厳守すること。
- ・受注者は各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。